令和2年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方(第3回財調協議会幹事会: R1.12.23)

取扱注意

【都側提案事項】

1算定方法の見直し等

<u> </u>	<u> 正万法の見直し寺</u>			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	事業費及び住居表示管理費の見直し	平成25年度財調協議において、区側は外国人生活支援等事業費の案内板、標識等には「観光案内板」「広報案内板」「街区表示板」が含まれると主張していた。しかし、観光案内板及び広報案内板は都市景観創出向上事業等の他事業	外国人生活支援等事業費及び住居表示管理費の見直しは、いずれも特別区の実態を踏まえた内容であるため、都案に沿って整理する。 ただし、現在、未算定となっている住居表示街区案内板に係る経費については、住居表示制度に関連する案内板であることから、当該経費を住居表示管理費に反映した内容に修正すべきと考える。 (第2回幹事会)	
		住居表示街区案内板は主に区道上に設置される公共サインであることから当該案内板の設置に係る経費は、観光案内板及び広報案内板と同様に、都市景観創出向上事業の算定対象となるため、都側提案を見直す必要はないと考える。 (第3回幹事会)		

<u> </u>	<u> 定万法の見直し寺</u>	()) =)		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	森林整備等に要する経費の新設(態容補正)	森林環境譲与税を基準財政収入額に算入することに伴い、森林整備及びその促進に要する経費を態容補正により新規に算定する。 なお、森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に充てなければならないとされている。例えば、標準算定施設の改築時の木材利用等は普通交付金の投資的経費と重複算定する恐れがあるが、このような場合における木材利用等については、投資的経費とは別に、本経費で算定されているものと整理する。 また、特別交付金の算定において、森林環境譲与税の充当事業が申請に含まれる場合、その事業費のうち、充当分については本経費で算定されることから、充当された森林環境譲与税額を特定財源としてみなすことが妥当と考える。 (第1回幹事会)	する森林環境譲与税と同額を基準財政需要額として算定するもので、妥当な内容であることから、都案に沿って整理する。 また、特別交付金に係る取扱いについても、区側として異論はない。 (第2回幹事会)	
3	化事業費(態容補 正)の廃止	本経費は、平成12年度に、介護保険の導入を福祉施策の新在な展開などの福祉施策の改革に伴い、分とでは、財政基盤の容に伴いといる。とを目的として導入された。福祉サービス安定化事業経費福祉施策の改革に伴うる地域のできるようで、本経費によるとを目が、福祉がより、は安定化してきており、福祉施策の改革に伴う過渡が変更をして導入された本経費の役割は、「当る地域を算定として導入された本経費を関し、「当る地域を関連を提案したの廃止を提案したのののでは、「当る地域を関連を関係ののでは、「10年がより、では、10年がある。」として、不調となった経緯がある。前回協議の改革に伴う過度を対算定として、本語では、本経費をして、本語では、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないる。といるといると、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	見直すという状況にはない」との見解を伝えたところであるが、基本的にこの認識に変わりはない。 今回の都側提案については、内容を確認の上、次回以降、 区側の見解を述べさせていただく。 (第1回幹事会)	

	<u> 足刀広の兄担し守</u>	T	- In > 1	Library C. L. 1991
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		区側から、「都側が主張する『新しい福祉施策を自主的・		
		弾力的に実施できるよう、財政基盤の安定化を図る』と		
		いった導入目的に照らせば、基準財政需要額に整理されて		
	(つづき)	いない福祉需要が多数存在する現状において、本経費の役		
			い福祉施策を自主的・弾力的に実施できるよう、財政基盤	
			の安定化を図る」といった導入目的に照らせば、基準財政	
		保険事業に係る経費として算定されているものと認識して		
		いる。」、「区側としては、当初の都案であった『2/8相当		
		額の3年間の激変緩和措置』の算定を撤回して示された提案	(第2回幹事会)	
		であることから、国保に係る経費であると理解し、合意し		
		たところである。したがって、福祉事業の展開を目的とし		
		た算定との認識はない。」、「区側としては、12年の都区		
		制度改革以来、算定の認識に変わりはない。」、「基準財		
		政需要額の算定は、特別区の実態を踏まえるべきであると		
		いう考え方のもと、決算分析を行った上で、算定のあり方		
		について検証を行っているが、その際にも国保の財源不足		
		額に相当するものとして分析している。」、「この需要		
		は、総体として国保事業に要するもの」との発言があり、		
		都側の見解とは相いれない発言を繰り返されている。		
		今回、区側は、当該事業は国民健康保険事業に係る経費と		
		して算定されているという従来の見解を変えたということ		
		なのか。また、変えたのであれば、いつ、どのような理由		
		で変えたのかを伺う。		
		平成22年度財調協議で、区側は「考え方の異なる経費の算		
		定については、当該経費で算定している需要とは何か、ま		
		ず都区で共通認識を図った上で、見直しに向けた前向きな		
		協議を願いたい。」と発言している。		
		平成13年度から令和元年度までに、民生費の新規・充実を		
		合わせて、約100事業、1,400億円近くを算定しており、都		
		としては、役割を終えていると考える。		
		従来の区側見解も、平成12年度の国民健康保険制度の見直		
		しによる2/8の財源分であり、共通認識は図られていないか		
		もしれないが、都区いずれの見解からも、当該事業の役割		
		は終えていることから、都としては提案しており、今年度		
		必ず結論を得たいと考えている。		
		(第2回幹事会)		

	. <u>定万法の見直し等</u> 		E o * : +	↑4 = ★ ◆ ↑ · 田
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	等事業費の見直し	認証保育所の施設数について、令和元年10月1日時点の施設数をもとに、標準区における算定施設数を、A型16所から14所に見直す。一方で、B型については、現行の2所を据え置く。あわせて、1施設あたりの年齢別定員数について、平成31年4月1日時点の定員数をもとに、B型の0歳児を9名から8名、1・2歳児を13名から14名にそれぞれ見直す。また、現在、標準区において1施設が設定されている開設準備経費については、令和2年度からの3年間、特別区における開設予定がないことを踏まえ、算定を廃止する。なお、現行算定では、都補助単価に連動して毎年度単価が見直されている一方、施設数及び定員数については、直近の状況が反映されていないことから、令和3年度以降の標準区設定にあたっては、毎年度、今回と同様の方法により、規模を設定し直すこととする。(第1回幹事会)		
		提案内容のうち開設準備経費の廃止提案についてであるが、前回幹事会のあとに、令和3年度に1区で2所の開設予定があることを、都の所管部署より報告を受けたので、お知らせする。なお、開設予定が少数であることから、当初提案どおり廃止すべきと考える。(第2回幹事会)	区経費を見直すものであり、特別区の実態を踏まえた算定 であると考えられることから、都案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	
11.0		本事業は、東京都の健康づくりフォローアップ指導事業実施要綱に基づき、医療機関からの紹介や健康診査結果により指導を必要とする対象者に必要な検査や健康増進指導を行う事業として算定された。しかし、これらの事業は、各医療保険者等が行っている特定健康診査や特定保健指導、「健康増進法」に基づき区市町村が実施する健康増進事業と内容の重複が生じていると考えられる。また、事業について福祉保健局に照会したところ、当該要綱はすでに存在しないことが確認されたことから、算定を廃止する。(第1回幹事会)	もって廃止するというものであり、内容及び経費の検証が 行われていないため、妥当ではないと考える。 (第2回幹事会)	

· >	<u> 足刀広の兄旦し寺</u>	T T	-	
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	(健康づくりフォローアップ指導事業費) の廃止 (つづき)	本事業は、平成4年度財調協議で新規算定されて以降、一度も見直しがなされておらず、実施根拠である都要綱が廃止された現在、特別区が実施する保健事業体系における位置づけは不明である。また、本事業との重複を指摘した特定健康診査や健康増進事業は、過去の協議で適切に新規算定や見直しがなされていることから、本事業の算定は廃止すべきと考える。しかしながら、経費の検証を踏まえ判断すべきという区側意見や事業実態を把握することも必要と考えることから、特定健康診査や健康増進事業以外の事業で、既算定による事業実施の有無を都側において調査し、次年度において改めて協議したいと考える。(第3回幹事会)		
6	管理費(態容補 正)の算定方法の 改善	本態容補正は、特別区が設置管理している自転車駐車場の面積をもとにその維持管理に係る経費を加算している。今回都側で自転車駐車場の面積と人口との相関を検証したところ、高い相関が見られた。そのため、財調算定の簡素・合理化の観点から態容補正を廃止し単位費用化を図る。なお、算定方法の改善のため、単位費用化に当たっては、23区総体で影響が生じないよう標準区経費を設定する。(第1回幹事会)	おり、特別区の実態を踏まえていない。 都側から「23区総体で影響は生じない」との発言があった が、区側で都案について検証したところ、区間配分に大き	

No.	<u> </u>	都の考え方	区の考え方	協議結果
140.	自転車駐車場維持 管理費(態容補 正)の算定方法の	区間配分に大きな影響が出ることから、態容補正から単位費用化を図ることが妥当でないとの区側の主張だが、都側で調査している区の自転車駐車場維持管理費の平成27年度から平成29年度までの決算平均額と令和元年度の態容補正の算定額の差額及び平成27年度から平成29年度までの決算平均額と単位費用化した際の令和元年度当初算定額の差額を比較したところ、単位費用化した場合は、18区で決算額に近い額になる又は算定額が改善される。そのため、23区総体で影響がないこと及び区間配分にも配慮した算定方法の改善であり、都案に沿って整理すべきと考える。 (第3回幹事会)		(加)时代小日 不
7			せ空調を設置する経費のみが算定されている。一方、経常 的経費は全ての教室にリースで空調を設置・稼働するため の経費を算定していることから、すべてが二重算定となっ ているとは言えない。また、現行の経常的経費は、維持管	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	教室冷房設備)の廃止 (つづき)	第2回幹事会において、区側から「すべてが二重算定となっているとは言えない」との発言があり、かることを、都経要方ではこれて一重算定とができた。一方、「現行の経言がととを、都経費方で確認することができた。一方、「現行の経元を開始あることができた。一方、「現行の経元を開始あることができた。一方、「現行の経元を開始あることができた。一方、「現行の経元を開始ある」との発言といては、とて関係としている」と、賃借料といている場合に、リースを関係を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を		

【区側提案事項】

1都区間の財源配分に関する事項

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1 児童相談所関連経費	平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指足をが7月に区立の児童相談所を開設される予定である。そのため、現時点では特別区における児童相談所設置としてが来年4月に、荒川区が7月に区立の児童相談所を開設される予定である。そのため、現の実績等を用いた試算によりモデルをつまっているのかにおける児童相談所設置といるとのことであるが、提案内容を良り、本準」となっているのかについる。となっているのかについる。となっているのかについる。となって、区側提案の基本的な考えている。そこで、区側提案の基本的な考え方を確認させていただく。まず、児童相談所関連経費につい、原章型の態率理からで、児童相談のことを考えている。よりな補正とするととを考えている。よりなが、財調条例第7条で、現まの第定とのことであるに、年度とのことがあり第定を行うする。」と規定がある。ととをするに、年度とのことがあり第定を行うする。」と規定がある。より、関連経費に係る財調との財調といては、開設月数分の第定を行うこととするとといる。に、開設月数分の第定を行うこととする区側の考えたいの第定を行うにおいてきたい。児童相談所関連経費に係る財調上の取扱いについては、明設月数分の第定を行ってきた。子どもの最善の利益、昨年度も多くの議論を行っても、子どもの最善の利益が、子どもの安全・安心をいかに確保していくかというにないたが、日本によりに対している。	児童相談所関連経費については、12月2日の第2回都区財政調整協議会で発言したとおり、都区財調の基準財政需要額に算定した上で、都区間の配分割合を変更することを提案する。まず、基準財政需要額への算定について、児童相談所設置市となった特別区に対する加算型の態容補正を4件提案している。1件目は、児童福祉費の経常的経費として、児童相談所を開設した場合の児童相談所等の運営費、措置費、各設置市事務にかかる経費及び社会り、区が実施する方向で整理している事業に係る経費に対いてである。都実積や国基準等を踏まえながら標準区経費として、児童相談所・一時保護所の次の更建設を対けた改養を踏まえ、標準区である。2件目は、児童福祉費の投資的経築・大規模改修経費についてである。各区の建設を対けた改養を踏まえ、標準区でがより新規算定することを提案する。3件目は、衛生費の経常的経費として、児童相談所設置市事務である入院助産措置に係る経費についてを設定した上で、態容補正により新規算定することを提案する。4件目は、児童福祉費の投資的経費として、児童養護施設等の施設整備費に係る助成事業について、国庫補助基準を反	伽俄和木

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
項目 児童相談所関連経費 (つづき)		区の考え方 なお、今回の区側提案は、区側における児童相談所運営を砂設定は、区側における児童相談所運営を設定して、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、	

項目	割り の事項 (区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)	ついて伺った。 提案いただいた内容については、引き続き、都区で議論していくこととなるが、本日回答いただいた区側提案の基本的な考え方について、まず伺う。 1つ目の、態容補正についてであるが、施設型では、1施設の運営に要する経費を加算するものや、その運営経の開定員で割り、利用定員の規模により加算するしていまうな態容補正をイメージしていまうな態容補正をイメージしてのような態容補正をイメージしてのような態容補正をイメージしてのような態容補正をが、同う。 2つ目の、年度途中開設についてあるが、算定がよるのい、「年度途中開設した開設としての役割が果たるのか、写問がある」とであるの発言があった。 荒川区がとについては、承知してりたいれたるの発言が、来年7月から児童相談所設置市となる政財調別にでいる。一方でといれるの発言が、来年7月から児童相談所設置市となる政財調別によるで、大阪では、東年4月1日を基準として算定となる中、児童相談所だけ特別な取り、年度からの算定となる中、児童相談所だけ特別な取り、年度からのか、区側の考えを伺う。また、「区間の公平性の観点からも、問題がある」と考え	て、回答する。 1点目として、児童相談所関連経費を態容補正とする理由と、具体的にどのような補正にすることを考えているかという点についてである。 児童福祉法に基づく児童相談所関連事務は、都道府県や児童相談所設置市などの実施主体に関わら、強調をである。 児童相談所設置市などの実施主体に関わられてもの地域で実施が義務付けられており、普遍的な事籍がである。 また、地方交付税上、都道府県の皆域内に、原果からである、地方交付税上、都道府県の区域を開発の電報が登置市がある場合は、その無理のが当該都道になる。 またれているが、当該都の需要額に原盟である場合は、を補正により移されることになる。 またがいる場合は、を補正により移されることになる。 にのことからも、別盟連経費要額に算定する。 にのまがいからも、対対の基準財政を書とになる。 にのより、対対のと考えている。 をの上で、財調における態容は、「各特別区の地理的条件の差異、法令質量差等により、事業のと考えての他の態容による行政の質量差等により、との他の態容による行政のでは、対対のといる。 との他の態容による行政の質量差等に、補正を行うもの、児童相談所関連経費はこれに該当することから、	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	次に、区側から提案内容の詳細が示されたことを受けて、都側として確認すべき点について、論点メモとしてまとめた。次回以降、議論していければと考えている。 最後に、区側からは、配分割合についての発言があった。 区が児童相談所設置市として政令指定を受けた場合、児童相談業務や児童相談所設置市事務を行うことは承知している。それに基づき、3区の基準財政需要額の提案があり、現在、協議を行っているところである。配分割合の協議に入る前提として、その経費が基準財政需要額として算定されていることが必要であるため、まずは、需要額算定について議論すべきと考えている。 (第2回幹事会)	2点目として、年度途中に開設した場合に開設月数分の算定を行うこととする区側の考え方についてである。 区側としては、年度途中に開設した場合に開設月数分の算定がされないことになると、財調の財源保障制度としての役割が果たされず、区間の公平性の観点からも、問題があると考える。	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
費	次回、区側からの回答を受けた上で、議論していきたいと 考える。 (第2回幹事会)	区側提案の基本的な考え方にかかる確認事項2点と論点メモについては、次回幹事会で回答する。次に、都区間の財源配分の見直しに関する事項について、都側より、配分割合の協議に入る前提として、「基準財政需要額として算定されていることが必要であるため、まずは、需要額の算定について議論すべき」との発言があった。この発言は、基準財政需要額に算定しないことも有るかのような発言と受け取れるため、一言申し上げる。特別区が児童相談所設置市になることによって、法律上、都から区に事務が移譲されることになるため、地方交に当然であると考える。需要額の算定内容の詳細については、次回幹事会で回答し当然であると考える。需要額の算定が前提である以上、需要額の算定が前提である以上、需要額の算定が前提である以上、需要額の算定が前提である以上、需要額の算定が前提である以上、需要額の算定が前提である以上、需要額の算定が前提である以上、需要額の算定が前提である以上、需要額の算定が前提である以上、需要額の算定が前提である以上、表述できるものと考えている。早急に、都区間の財源配分に関する事項の見解を示されたい。(第2回幹事会)	

2 特別区相互間の財政調整に関する事項 基準財政需要額の調整項目

	<u>り以需安領の調金り</u>			Lt. ave. 1 .
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	診断経費)			
			他の自治体の実施状況であるが、都では都議会議員に係る 健康診断を実施している。さらに、都内26市では、少なく とも12市で実施している。 特別区として、本事業は、議会運営や議員活動を補完する 事業であり、円滑な区政の運営と発展のため必要なもので あると考える。 (第3回幹事会)	
2	調査費(防火設備	精査する必要があると考える。 (第2回幹事会)	「建築基準法」一部改正により義務化された防火設備定期 検査に係る経費を新規に算定する。なお、決算の回帰分析 結果や性質等を踏まえ、一部固定での算定とする。標準区 経費は、各区の経費実績と実施面積から算出した各区の平 米単価の平均に各区の標準施設面積を乗じて得られた区別 算定額と測定単位の回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、特別区全体の経費実績合計を実施面積合計で除して得られる1平米当たりの点検単価により標準区経費を再設定した。また、複数の事業者の点検経費と比較しても、妥当な単価設定と考えている。(第3回幹事会)	

<u> </u>	<u>財政需要額の調発↓</u> 項目	都の考え方	区の考え方	
3	外国人生活支援等 事業費(通訳タブ	各区の通訳タブレット配置規模にばらつきがあるため、ど	1 2 2	WARRATA
			都側の意見を踏まえ、内容等を再度精査した。出張所等への配置は偏在が認められることから、当該台数及び経費を除外し、本庁舎における戸籍住民、課税、国保・年金などの手続きに係る区民関係窓口及び福祉関係窓口に配置されているものに整理した。標準的な配置モデルとして、区民関係窓口及び福祉関係窓口に合計5台を配置するモデルを設定し、標準区経費を再設定した。 (第3回幹事会)	
4		当該経費を算定した平成29年度以来、物騰率を乗じている	おいて外部有識者や外部委員の活用の増加している実態を踏まえ、報償費、委託料に係る算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
			委託料については、選定等に係る、外部の財務分析等の導入実施区が増えたことに伴う増である。また、報償費については、選定等委員会に外部有識者等を活用する区が増加したことによるものであり、実態を踏まえ設定したものである。 (第3回幹事会)	

<u> </u>	財政需要額の調整。 「 項目	第6 (プラビ)	区の考え方	協議結果
5	安全安心まちづく り推進事業費(自 動通話録音機貸与 事業)	予算を用いて標準区経費を設定しており、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。また、当該経費は都補助事業に基づくものであるため、補助上限に基づき設定すべきと考える。 なお、購入単価については23区全体の経費合計を購入台数合計で割ることで得られる購入単価を用いるのが妥当と考える。 (第2回幹事会)	高齢者等に対する特殊詐欺被害の未然防止対策として実施している自動通話録音機の貸与に係る経費が増加している実態を踏まえ、算定を充実する。なお、予算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。	(加 时 女 作 一 不
			予算を用いて設定した標準区経費について、その水準が妥当ではないとのことであるが、都が公表している都内の特殊詐欺の被害状況によると、平成28年以降、被害件数及び被害額が増加していること、また、特別区における高齢者数の推移を踏まえ、予算から設定した標準区経費は、適正な水準であると考える。しかしながら、現時点では当初に提示した内容では、合意することが困難であることから、都側の意見を踏まえ、決算を用いて、補助上限に基づき標準区経費を再設定した。なお、購入単価については特別区全体の経費合計を購入台数合計で除して設定した。(第3回幹事会)	
6		標準区経費として副区長を2名に見直すのはどのような状況変化によるものなのか理由を伺う。また、他の自治体の状況について伺う。 (第2回幹事会)		
			化に対応すべく選任されており、普遍的経費と考える。なお、近隣の一般市(一都三県の人口20万人以上)では15市のうち11市が副市長2名体制である。 (第3回幹事会)	

<u>季华</u>	基準財政需要額の調整項目(つつき) 				
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
	調査費	に適切に反映していく」と整理しており、標準区経費は現行単価を変えずに面積増加分を反映していることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	が設定されているが、平成29年度財調協議の標準施設面積の見直しに伴う面積増加分が反映されていないことから、現行の標準施設面積に基づき当該経費を充実する。 (第1回幹事会)		
8		標準区経費について、各区の委託料にばらつきがあるため 精査する必要があると考える。 (第2回幹事会)	「統一的な基準」に基づく財務書類を作成するために必要な財務書類作成支援に係る経費について、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)		
			都側の意見を踏まえ、経費が突出している区を除外し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)		
9	区長及び区議会議 員選挙公営費	ター掲示場設置経費は、平成26年度財調協議で整理した設 定方法に基づき、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に	平成31年3月1日施行の「公職選挙法」一部改正に基づく区議会議員選挙運動用ビラの作成に係る経費について、新規に算定するとともに、ポスター掲示場設置経費などについて、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)		
			平成28年4月8日施行の「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」に基づき、自動車の使用、ビラの作成及びポスター作成の公費負担額の引き上げが行われていることを踏まえ、特別区の実態に合わせ、関連経費も見直すべきと考える。ポスター掲示場設置経費について、都側の意見を踏まえ、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)		

項目 都の考え方 区の考え方 10 【投資】地域交流 平成25年度財調協議では、500席以上の常設座席が設置され 現在、地域交流施設(区民センター・地域センター)につ	協議結果
10 【投資】地域交流 平成25年度財調協議では、500席以上の常設座席が設置され 現在、地域交流施設 (区民センター・地域センター) につ	
施設 (区民センター・地域センター・地域センター・地域センター・地域センター・地域センター・地域センター・地域センター・地域センターの標準規模を設定し、500億末・議員的ボールを有する施設である。 一定表 一定表づけられている。 しかしながら、施設の付帯機能は、 2 を基準に地域センターの標準規模を設定したが、 4 く、それにより定義することは、 区の実態に即していな 回し、その基準を変えるのは具体的にどのような理由に基づくのか区側の見解を伺う。 (第2回幹事会) (第2回幹事会) ** 「中央 2 を基準に地域センターの標準規模を設定したが、 4 とこで、現行の定義を、設置外側の有無分融設の特性質等を踏まえ、区民センターは、 2 定義を設定して、 2 に民の交流等を目的とする施設をして、 3 に民センターは 2 に関すて 2 に関すて 3 に関すて 4 に関すで 4 に関すて 4 に関すで 4 に関すて 4 に関すで 4 に関すて 4 に関すで 4 に	

<u>李</u> 华	財政需要額の調整項			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
11	名簿作成等経費	都としても、「災害対策基本法」により、区が避難行動要支援者を把握し、名簿を作成の上、避難支援等関係者へ提供することが義務付けられていることは承知している。また、今回の区側提案は、「地域福祉推進包括補助事業費」等で算定されている個別計画策定に伴う経費は含まれていないことから、既算定事業との重複もないものと考えられる。ただし、区側提案における標準区の対象経費については、普遍的でない経費や事業の実施頻度の確認をすべき経費が含まれているため、精査が必要であると考える。(第2回幹事会)	援者名簿の作成等に係る経費について、新規に算定する。 なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部 固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定す る。 (第1回幹事会)	
10	△★ ++74/ 17	区侧相安沙 数の「区本町炒条工炒数点炒烧亩类弗	都側の意見を踏まえ、普遍性の観点等から数値を精査し、 改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
12	策事業費	ている点については、合理的と考える。 ただし、区側提案は、予算を用いて標準区経費を設定して	プ研修の実施に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準 区経費は各区の取組が拡大傾向にあることから、予算の回 帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
			本事業について、各区の取組が拡大傾向にあることを踏まえると、予算数値を用いて標準区経費を設定すべきという考えに変わりはない。しかしながら、本事業が平成30年度財調協議においても都区の見解が一致せず協議不調となっていることを踏まえると、経費の設定方法に係る認識に相違があるとしても、基準財政需要額に整理することを優先すべきと考える。このため、都側の意見を踏まえ、平成30年度決算をもとに、改めて標準区経費を設定した。(第3回幹事会)	

坐生	財政需要額の調整♪ 		ロのおきま	拉 苯化甲
<u></u>	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
13	保育サービス推進事業費		対し補助を行う経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は平成30年度の補助実績をもとに設定する。 (第1回幹事会)	
			密度補正を適用すべき経費であるという点は、区側としても同様の認識であるため、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
14	保育力強化事業費	には変更がない。区側提案は、都の包括補助事業の対象で	受入れ等の取組に対し補助を行う経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は平成30年度の補助実績をもとに設定する。 (第1回幹事会)	
			密度補正を適用すべき経費であるという点は、区側として も同様の認識であるため、都側の意見を踏まえ、数値を精 査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	助成費(国保情報 集約システム管理 委託料、保険給付	あり、総務省通知や福祉保健局の見解を踏まえると、事務 費に当たる経費と考えられることから、他の経費と同様に 算定することが妥当である。また、単価の設定について も、東京都国民健康保険団体連合会が各保険者に示す単価 で設定されていることから、区案に沿って整理する。	国民健康保険事業助成費について、都内区市町村間の異動・給付状況を管理する国保情報集約システム及び保険給付費等交付金(普通交付金)収納事務に係る経費を、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、国保情報集約システム管理委託料は全比例、保険給付費等交付金(普通交付金)収納事務手数料は全固定での算定とし、標準区経費は令和元年度の決算見込額により設定する。(第1回幹事会)	
16	E/III 42/2/	「1都区間の財源配分に関する事項の1児童相談所関連経費」記載のとおり。	「1都区間の財源配分に関する事項の1児童相談所関連経費」記載のとおり。	

至午別	政需要額の調整項		P - 4 > 1.	14-34-6 L FF
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	業費	水準」であると考える。 また、子ども医療費助成事業に係る所得制限等の撤廃については、各区が財政状況等を勘案の上、それぞれの独自の政策判断により実施していることから、標準的な需要ではないと考えている。 (第1回幹事会)	る乳幼児医療費助成事業、中学校卒業前までの児童・生徒 を対象とする義務教育就学児医療費助成事業のいずれも、 全区で所得制限や自己負担金を設けずに、医療費の助成を	

	<u>財政需要額の調金</u>		ロの本と士	拉 苯什用
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	事業費 (つづき)	都の基準を上回る事業を実施していること自体、否定されるものではない。しかし、財調上の「あるべき需要」を判断する上では、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。 当該事業について言えば、地方交付税では算定されておらず、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。 (第2回幹事会)	第1回幹事会において、都側から、「都の補助基準は、都全域における『合理的かつ妥当な水準』である」といった発言があった。また、「所得制限等の加強自の政策判断により実施していることが表言についる。とれらの発言についてである。たが、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であるといる見解についてである。市部においても、乳幼児医療制限のあるといる明とがが、乳がであるといる中で、乳幼児医療制限があるという見解がおける「合理的かつ妥当な水準」であるといる中で、発出であるといる時間はがから、全国の8割を超える自治体が所得制限を設けずる医療費助成事業が、独自の政策判断である。こうした中で、区が実施する医療費助成を対した中で、区が実施するの政策判断であり、標準的な需要ではないた見解は、何をもってそのように判断されているのか、その理由について何う。(第2回幹事会)	
18			日帰りレジャー施設等の利用料助成を行う、ひとり親家庭休養ホーム事業費について、実施区数が9区で減少傾向にあること、また、実施区における対象者の要件や助成回数など、事業内容にばらつきがあることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
19	診)	より行う眼底検査とは異なり、区が独自で実施する事業で	健康診査(眼科検診)について、算定対象を「55歳への検診」として整理し、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、検診単価は診療報酬点数をもとに設定する。 (第1回幹事会)	
			算定対象を「55歳への検診」と設定したのは、区の実施状況を踏まえてモデル設定したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であると考える。なお、他事業においても、法令や指針にとらわれず、実施状況に基づき標準区のモデルを設定し、算定を行っているところであるが、本件においては、どのような点が他事業と異なるため算定が困難と考えているのか、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会)	

基準財政需要額の調整	現日 (フラさ)		
項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
20 風しん抗体検査事業費・風しん追加的対策事業費	本年度から令和3年度までの3か年で行われる風しんの追加的対策について、区側提案は令和2年度の事業規模に基づき標準区を設定している。しかし、国は令和2年度以降の対象について、「事業の進捗等を鑑みて、追って示す」として現時点では方針を示していない。従って、現時点で令和2年	昭和37年度から昭和53年度生まれの男性を対象とした風しん追加的対策に係る経費について、新規に算定する。併せて、風しん抗体検査事業について、追加的対策事業と重複する対象者の整理を行う。なお、予算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、標準区経費は現時点の国による目標等により設定する。 (第1回幹事会)	
		令和2年度以降の対象については、現時点で方針が示されていないため、国の目標等に基づき数値を設定する方法には様々な考え方があり、都側の主張も一定程度理解できるものである。そこで、都側の意見を踏まえ、経費の算出方法を見直し改めて標準区経費を設定した。また、追加的対策は臨時的な事業であり、既存の風しん抗体検査事業との重複については、完全に切り分けることが困難であると考える。一方、風しん抗体検査事業については、追加的対策事業終了後の状況を見極めた上で判断を行うことが望ましいと考える。(第3回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
21			業に係る経費について、新規に算定する。なお、予算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
			補助実績に基づき標準区経費を設定することについて異論はないが、予算等の見込みであることのみを理由に妥当性を否定されるものではないと考える。しかしながら、今回は都側の意見を踏まえ、平成30年度の補助実績により改めて標準区経費を設定した。なお、都の補助事業である「出産・子育て応援事業」の今後の実施状況や令和元年11月に成立した改正「母子保健法」の努力義務規定の影響が明らかになった段階で改めて協議を行う必要があると考えるが、都側の見解を伺う。(第3回幹事会)	
22		区案は積極的勧奨の対象となった平成28年度以降3か年の状況を調査し、定期接種としてのあるべき需要に近い接種率を提示するものであり、妥当な内容と考えられることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	算定を充実する。なお、接種率等は平成28年度から平成30	

<u> </u>	財政需要額の調整す	貝日(プラさ)		
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
23	歯科診療事業費	区案は、平成28年度から平成30年度までの実績に基づき標準区経費を設定しているが、区ごとの決算額や開所時間数に大きな乖離が見受けられる。本事業については、平成28年度財調協議において「事業量の経年での変化や偏在性などにも着目して見直す時期を捉えるべき」という都側の考え方を示しているが、提案内容で確認する限り、新たに事業を開始した区があるものの、全体として決算額や開、最大時間数についても大きな変化は見受けられず、最初に指摘した偏在性のほか、経年変化の双方からも現行定が適切と考えるが、実績以外に本件事業を取り巻く環境に変化があるのか区側の見解を伺う。	する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
			状況の変化としては、都が「東京都歯科推進計画」(平成30年3月)を策定したことが挙げられる。本計画において、地域の実情を踏まえて取り組む方針を掲げているにもかかわらず、何故見直しが不要であると考えるのか、都側の見解を伺う。また、現行算定は、開所時間数を半日としているが、多くの区で1日開所しており、実態と乖離が生じていることからも見直しが必要となる。 (第3回幹事会)	
24	ごみ収集運搬委	区案は、特別区の粗大ごみ処理手数料改定後の通年の実績を反映した見直しとなっており、合理的かつ妥当な水準と判断できることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	作業運営費について、平成29年10月の粗大ごみ処理手数料の改定を踏まえ、事業費(粗大ごみ収集運搬委託)及び特定財源(粗大ごみ処理手数料)を見直し、算定を改善する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は平成30年度実績を基に回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
25 最終		直しとなっており、合理的かつ妥当な水準と判断できることから、区案に沿って整理する。	最終処分委託料について、平成31年4月の埋立処分委託料の 改定を踏まえ、算定を改善する。なお、事業の性質等を踏 まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は埋立処分委託 料新単価と平成30年度埋立実績量により設定する。 (第1回幹事会)	
26 観光		るとおり、各区の行う事業は多様であり、決算額にも大きな差が生じている状況と認識している。今回の提案内容でも、事業実施区の多い経費を標準区における普遍的なものとして整理されているが、例えば関係団体の補助では、区側調査で歳出額が1億円を超える区がある一方、0円となっ	標準区経費については、特別区の実態を踏まえ、普遍性のあるPR関係の印刷等、イベントの実施及び観光関係団体補助に区分し、包括的に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
			区ごとの観光資源の違いや事業の種類、規模などが異なることは区側としても認識しており、一定の経費の乖離は当然に生じるものと考える。 一方で、訪日客の増加等により特別区全体として事業量は大きく増加し、平成19年度の算定当時と比較して総額の乖離も大きくなっていることからも、見直しが必要であると考える。 都側は地方交付税準拠が妥当としているが、地方交付税における商工行政費(観光振興事業)の標準団体は人口10万人と設定されており、特別区の標準規模である35万人とは異なることから、必ずしも地方交付税に準拠した算定とは言えないと考えるが、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会)	

至午	#財政需要額の調整項目(つつき) ■				
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
27	土木総務費(地理 情報システム運用 経費)	標準区経費の設定方法については、単にシステムの経費がかかっている区のみの決算平均額としているが、経費が突出している区があることなどから標準区経費の設定を再度精査する必要があると考える。	1 2 - 2 7	DO BRATH / N	
28	正】建築公害費・ 【投資・態容補 正】都市整備費	と同様の算定方法としているため、区案のとおり整理する。 しかし、維持管理費については、「東京都自転車安全利用	駅周辺における放置自転車は、統計上は減少傾向にあるものの、依然として歩行者等の通行の著しい妨げとなっており、引き続き、自転車駐車場の整備等、放置自転車対策に取り組む必要がある。 「東京都自転車安全利用推進計画」においても、放置自転車の削減に係る実施事項として、行政による自転車駐車場の整備のほか、民間への補助金の交付を挙げている。そこで、建築公害費において、民設自転車駐車場の維持管理への補助に係る経費を、都市整備費において、民設自転車駐車場の整備への補助に係る経費を、それぞれ態容補正により新規に算定する。なお、区立自転車駐車場に係る事業費の算定状況を踏まえ、維持管理費は実施区の事業費と同額を、整備費は実施区の一般財源の2分の1を算定する。(第1回幹事会)		

項目	<u>御走場日(ブラビ)</u> 都の考え方	区の考え方	協議結果
【経常・態容裕正】建築公害者 【投資・態容裕正】都市整備費 (民設自転車事場 場整備促進事業費) (つづき)		維持管理費についても区が補助することで、民設自転車駐車場の整備が進むものであり、財調算定すべきと考える。しかし、今回は整備費の算定を優先し、都側意見を踏まえ、維持管理費を算定対象から除外する。 (第3回幹事会)	DO BOTH ATT
29 都市計画事務費 (都市整備調3 託、地区計画等 調查委託)	 の定義と具体的な業務内容を伺う。 次に、地区計画策定調査委託は、各区の事業内容や経費に	(第1回幹事会)	

<u> </u>	財政需要額の調整す	貝日(プラさ)	,	
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画事務費 (都市整備調査委託、地区計画策定調査委託) (つづき)		都市整備調査とは、都市計画事業、市街地再開発事業を進めるための基礎的調査、地区診断及び計画策定などである。また、地区計画策定に要する経費であり、具体的には広域的条件調査、現況調査、地区整備課題作成、住民意向調査及び地区計画作成などである。標準区経費についてであるが、都市整備調査は、人口との相関が低いため、全固定で経費の精査をしたところ、担区計画策定調査は、再度経費の精査をしたところ、担区計画策定調査は、再度経費の精査をしたところ、担区計画策定調査は、再度経費の精査をしたところ、担び制度によりにより、では見直した。なお、都側から「都市整備調査委託は、平成28年度から平成30年度までの3か年の平均決算額に対する現実に対するとを表える。」との発言があった。区側としては、充足率のおり90%と高く、現時点では見直しの必要性を判断するという考えに必要がない。都側が見直しの必要性を判断するという考えに必要がない。都側が見直しの必要性を判断するという考えに必要がない。都側が見直しの必要がないと考える充足率の基準とその理由を示されたい。(第3回幹事会)	
30	正】橋りょう維持 補修費	また、区案では、法定点検に係る経費を新規に算定するとのことだが、現行算定している委託料や人件費との重複に	く法定点検に係る経費を新規に算定する。また、事業費全体及び特定財源について、実態と算定内容に乖離があるため、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
【経常・種別補		区案は、橋りょう維持補修費単独での算定額に着目して標	
正】橋りょう維持		準区を設定しており、種別補正や段階補正による道路橋	
補修費		りょう費全体への影響は加味していない。	
(つづき)		また、都側から「法定点検に係る経費と現行算定の委託料	
		や人件費との重複について整理が必要」との発言があった	
		が、区側としては「道路法施行規則」に基づく法定点検に	
		係る経費は、平成26年の改正に基づくものであり、それ以	
		後橋りょう維持補修費は見直しが行われていないことか	
		ら、算定されていないという認識である。国土交通省の	
		「道路橋定期点検要領」において、定期点検を行う者とし	
		て、「道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を	
		有すること」「道路橋の設計、施工、管理に関する相当の	
		専門知識を有すること」「道路橋の定期点検に関する相当	
		の技術と実務経験を有すること」が挙げられていることか	
		ら、専門性を有する事業者に委託することが適当であり、	
		人件費との重複はないと考える。	
		一方で、都側の「耐震補強工事は恒常的に発生する経費で	
		はない」という主張は一定程度理解できるものである。	
		以上の点を踏まえ、区側としては、橋りょう維持補修費に	
		ついては、決算額と算定額との乖離が大きいため、道路橋	
		りょう費全体へ種別補正や段階補正の影響を加味した上	
		で、法定点検に係る現行の決算額と算定額との乖離を埋め	
		るように標準区経費を設定し、早急に見直すべきと考える	
		が、都側の見解を伺う。	
		また、都側が種別補正や段階補正の影響を踏まえた見直し	
		を条件とするのであれば、決算額と算定額に大きな乖離が	
		生じている状況を放置することとなる点について、都側の	
		見解を伺う。	
		(第3回幹事会)	

	財政需要額の調整項		<u></u>	14-34-71
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
31		標準区経費の設定方法については、単に経費発生区のみの 決算平均額を取っていることから再度精査する必要がある と考える。 (第2回幹事会)	アフリー計画を20区で策定している。 また、平成30年11月に施行された改正バリアフリー法においてもバリアフリー基本構想等を見直すよう規定されたため、今後も本経費の発生が見込まれる。 バリアフリー計画策定経費について、協議会委員の報償費及び特定財源を新規に算定し、算定を改善する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、算定方法を全比例から全固定に変更し、標準区経費は経費発生区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、国庫支出金及び都支出金の交付を受けている区の経費を基に標準区モデルを設定し、再度標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
32	【小・中学校費】 学校運営費(IC T支援委託)	環境整備5か年計画 (2018年度~2022年度) 等において、	(第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、特別区の実態より I C T 支援員1人当たり経費を設定し、国の目標水準を踏まえたものとなるよう、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
学校運営費(屋内 運動場空調設備整 備費)、【小・中 学校費】学校運営 費(屋内運動場空	したとのことだが、経常的経費での算定という性質を踏まえると、リースによる整備モデルに統一すべきと考える。 また、標準区経費の設定に当たっては、特別区の1校当たり 平均決算額ではなく、屋内運動場の標準事業規模に見合っ	よる整備モデルとリースによる整備モデルを設定し、令和3年度までに全校整備が完了する算定となるよう、屋内運動場の空調設備整備に係る経費を新規に算定する。また、工事による整備モデルにおいて、保守点検委託経費を新規に	
		都側の意見を踏まえ、保守を含めたリースによる整備モデルに統一した。 また、特別区の実態から1㎡当たりの平均単価を設定し、屋内運動場の標準事業規模に見合った経費で、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
職員費(部活動指			

	財政需要額の調整 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【中学校費】学校 職員費(部活動指 導員) (つづき)		都側から、「予算を用いた標準区設定や実施区平均による標準区設定では妥当性に欠けるより、標準区経費を設定し、合理の見込みや実施区平均により、標準区経費を設定とから理的かつ妥当なとをではないであることがであることをのであることがであり、これらのであるとものではないと考えるが、都側の見解を信う。 このとのではとして、当性をではとして、はいるとのでは、との意見があったが、との意見があったが、との意見があったが、といるととの意見があったが、といるに関するが、であり、ことを、当時では、は、一般を、といるに関するが、であり、これらのでは、といるに関するが、であり、ことを、は、一般を、といるに関するが、であり、ことを、ことを、ことを、ことを、ことを、ことを、ことを、ことを、ことを、ことを	
35	者負担軽減事業費	ては、各区の保育料に対する単独加算額に大きな幅があること、補助対象者に対して所得制限を設定しない区が大半を占めていることから、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているものという考え方を示してきた。 幼児教育・保育の無償化後においても、本事業は、都事業	都内における私立幼稚園等の負担水準は全国と比べても高く、その差分は都による保護者負担軽減事業さらに負担水準が高いる。一方で、区部は都内市業に対する上乗せとして保育料及び入園料の補助を行っている。本件については、過去の協議において、都側から「補助対象者に対して所得制限を設定しない区が、独自のでは、過去を設定して協議ではないとして協議では、、、まといら、各区が財政状況を勘案の上、となっている。とから、各区が財政状況を勘案の上のの無質により実施しているもの」として協議で開発のにより実施しているものが、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	

坐十岁以而	準財政需要額の調整項目(つつさ) 				
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
	旦軽減事業費 づき)	水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その 責任をもって定めたものであり、都内区市町村の「合理的 かつ妥当な水準」であると考える。そのため、都事業に対 する上乗せとして実施している本事業については、自主財 源事業と考える。 (第2回幹事会)	第1回幹事会において、都側から「幼児教育・保育の無償化後においても、本事業は、都事業に対する上乗せとして実施しているものであり、区の自主財源事業である」との発言があった。第1回幹事会でも申し上げたが、区部は都内市部に比べて、私立幼稚園等の保護者負担水準が高く、都事業のみでは保護者負担が残ることから、今回の法改正の趣旨を実現させるためには、本事業を実施する必要があると考えている。今回、都事業においても所得制限が廃止されたにもかかわらず、特別区が同じ目的のために実施している事業について、自主財源事業であると考える根拠を伺う。 (第2回幹事会)		
36 教育振策定経	圣 費	決算平均額を取っていることから、標準区経費の設定を再度精査する必要があると考える。 (第2回幹事会)	教育振興基本計画の策定に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は計画策定区平均により設定する。また、各区の実態を踏まえ10年計画とし、毎年1/10ずつ算定する。(第1回幹事会) 都側の意見を踏まえ、計画未策定区も含めて積算する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。(第3回幹事会)		

<u> </u>	準財政需要額の調整項目(つつき) -				
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
37	運営費(部活動講	また、部活動講師謝礼については、平成27年度財調協議において充実見直しを行っており、平成30年度実績に対する充足率も91.2%と高く、今年度見直しを行う必要はないと考える。	し、算定を充実する。なお、予算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例による算定とし、全区で実施している事業であることから、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)		
			都側から、「予算を用いた標準区設定では妥当性に欠ける」との意見があったが、区側提案「【中学校費】学することの意見があったが、区側提案「【中学校費】学することの活動指導員)」でも即と上げが年々の状況変化を受けて、特別区の実績のではまないで表別の見いるとの表によって、標準区経費を設定し、合理をでは、一次のではないと考えるが、都側の見解を何う。さらに「平成30年度を対するとのみを理由に妥当性を否定されるものではないとるが、おいのに「平成30年度を表別で表別の見解を行ったとののよいの表別の見解を行っているという考えて、区側としては、充足率の大力を理しては、充足率の大力を変にした。のという考えて、区側という考えて、区側としては、充足率の財調に対すると考えるが、を見しては、大力があると考えるが、を見しては、大力がないと考えるを見しては、本事業に関しては、本事業に対しの必要がないと考える充足率の基準とその理由を示されたい。(第3回幹事会)		
38	成人式運営費	成人式運営費については、各区の地域特性を生かした行事が実施されており、会場や催事の内容も様々であり、各区の決算額にもばらつきがある。そのため、決算額のみに着目し、標準区としてのあるべき需要となっていない区側提案は妥当性を欠いていると考える。 (第2回幹事会)	算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質 等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分		

<u> </u>	財政需要額の調整 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	成人式運営費(つづき)		都側から、各区が実施する成人式の会場や内容が様々であり、標準区の設定についても決算額のみに着目し、妥当な水準ではないとの見解が示された。区側としては、平成29年度財調協議でも申し上げたように、成人式運営費は多くの部分で各区が共通する経費であることは明らかであるといった考え方に変わりはない。また現行の算定内容は、長らく見直しがされておらず、現在の特別区の実態と大きく乖離しているため、現行の標準区経費設定時の状況と変わった項目だけでも、区案のとおり算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。(第3回幹事会)	
39	人英語指導員報		令和2年度からの新学習指導要領の全面実施に伴い、外国人 英語指導員報酬に係る経費について、3・4年生に係る経費 を加える等、算定を充実する。併せて、「総合的な学習の 時間」推進経費における3・4年生分の外国人英語指導員経 費について、算定を縮減する。なお、予算の回帰分析結果 や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経 費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
			都側から、「予算を用いた標準区設定では妥当性に欠ける」との意見があったが、新学習指導要領が全面実施となる令和2年度の見込みを各区に調査したところ、令和元年度と同規模で実施予定としている区が多数であったこと、また、現在の事業規模を踏まえた予算編成を行っていることがら、標準区経費の根拠として十分に足りうるものと考えている。さらに、予算等の見込みにより、標準区経費を設定し、合理的な算定を行っている事業も存在することがら、見込みであることのみを理由に妥当性を否定されるものではないと考える。しかしながら、現時点では当初に提示した内容では、合意することは困難であるので、平成30年度決算により改めて標準区経費を設定した。なお、新学習指導要領全面実施後の特別区の実態が明らかになった段階で、見直しを行うべきと考える。(第3回幹事会)	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
40 【経常・投資・態容補正・小・中学校費】義務教育施	本件については、単位算定しているな経費がに、 を書から、異性で算定しているの経費がに、 を表すがいることをでしているのがである。 では、その解消をないては、算定した統合をでは、 が47年を超え、たでしたのである。 作にして、を明られては、第でに、をの主張を明らであり、 が47年を超え、がに、との自動をでは、 が47年を超え、がに、との自動をでは、 が47年を明らがに、との自動をでは、 が47年を超え、のであり、 が47年を超え、がに、 が47年を超え、がに、 が47年を超え、がに、 が47年を明らがに、 が47年を明らがでものが、 が47年を明らであり、 が47年を明らがである。 である。 では、 が47年を明らであり、 が47年を明らであり、 が47年を明らである。 が47年を明らである。 が47年を明らである。 が47年を明らでは、 が47年を明らである。 が47年を明らいては、 が47年を明らいては、 が47年を明らいては、 が47年を明らいては、 が47年を明らいてがいるののか。 がた、 が47年を明らいては、 が47年を明らいである。 が47年を明ののののから、 が47年を明ののののから、 が47年を明のののののから、 が47年を明のののののののでは、 が47年を明ののののののでは、 が47年を明のののののでは、 が47年を明ののののでは、 が47年を明ののののののでは、 が47年を明ののののでは、 が47年を明ののののでは、 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を開かる。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を明める。 が47年を開かる。 が47年を開かる。 が47年を開かる。 が47年を開かる。 が47年を開かる。 が47年を開かる。 が47年を開かる。 が47年を開かる。 が47年を開かる。 が47年を開かる。 が47年を開かる。 が47年を開かる。 が47年には、	昨年度協議において、都側から、教育費の態容相正に、統廃合における現行の算定方法に合前の、二重を合いて算定方法につり、一個では、一個では、一個では、一個では、見直しに当たのでは、見直しに当たっておりにおけるといる。となるとしては、見直しに当たって移りにおけるといる。といるといる。といるでは、見きでは、引き続きの課題となるととなるでは、の書をできている。といる。をは、の書をは、の書をは、の書をは、の書をは、の書をは、の書をは、の書をは、の書	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
【経常・投資・態		また、区側として本態容補正は、学校適正配置の促進にも	
容補正・小・中学 校費】義務教育施		寄与していると考えている。そこで、今後も各区が学校の	
		適正配置に取り組んでいけるよう、本態容補正の見直しに 合わせて、経常的経費の態容補正である学校数急減補正の	
以民生性質の元色		激変緩和期間を3年から、現行の地方交付税基準である5年	
(つづき)		に見直すことを提案する。	
		さらに、現在の小・中学校校舎の標準施設面積は、国庫補	
		助基準を基に、平成21年度に設定されているが、「少人数	
		授業等対応多目的スペース」「新世代型学習空間」の整備 を踏まえた設定となっていないことから、これを踏まえた	
		設定に見直すことを提案する。これらの設備は、約8割の統	
		合新校において設置予定であるという今年度調査の結果	
		や、中央教育審議会答申や学習指導要領の趣旨に鑑みて	
		も、今後の学校設備における、あるべき需要であると考え	
		る。 (第1回幹事会)	

別以而安領の調金		H 2 # > 1.	14 34 44 F
項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	今回の区側の調査により、統合前校における平均築年数が		
	財調上の小中学校の耐用年数である47年を超えた52年であ		
校費】義務教育施	ることが、明らかになり、総体としては、都が従来から主	象の統合前校数であるが、直近10年間とこれからの予定分	
設関連経費の見直	張していた「老朽化した学校を統廃合している」という事	を合わせて106校で、その内、築年数が47年を超えた学校は	
L	実を都区双方で確認することができた。次に、財政計画に	81校あった。また、統合前校の平均築年数は52年だった。	
(つづき)	ついて、先ほど区側から、「公表されている計画に基づ	次に、公表されている計画等の内容であるが、大半の計画	
	き、施設の改築経費等を推計し、反映している」との発言	には竣工予定年度が記載されている。また、財政計画への	
		反映であるが、公表されている計画に基づき、施設の改築	
	新校の竣工予定年度や工期が示されていないものもあると		
	のことである。各区の予算編成への影響を考慮し、経過措		
	置を設けるのであれば、その対象は、統合対象校名だけで		
	なく統合新校竣工予定年度も含め、現時点で公表されてい		
	る統廃合に限るべきと考える。次に、新世代型学習空間等		
	の設置実績について、統合後の学校における直近10年の設		
		築を伴わない統合の場合、直近10年の設置実績は16校中1	
	については、設置割合が増加しているとのことであった。		
		経費の加算について、第1回幹事会において都側より「小中	
		学校の校舎に係る改築経費は、新たな校舎の建設費や給食	
	か確認する必要があると考える。そこで、統合校以外の改		
	築を行った学校における、直近5年の設置実績を伺う。最後		
	に、校舎取壊し経費についてであるが、第1回幹事会におい		
		様々な経費が発生することから、特殊な需要として、校舎	
	— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	取壊し経費の加算は必要なものであると考える。	
	(第2回幹事会)	(第2回幹事会)	

坐于	財政需要額の調整 			14-26-71 17
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	無償化への対応	業の提案をいただいた。 幼児教育・保育の無償化については、昨年度も都区で協議したが、無償化に係る経費について、今年度の地方負担分は、臨時交付金により全額国費で措置されることが国から示されたこと、また、無償化に係る課題について、引き続き国と地方とで議論することとされたことから、今年度は、こうした点も踏まえて検討すべきとしたものである。今年度の区側提案は、国の制度改正等を反映した内容とのことであるが、提案の内容が多岐にわたっており、個別の事業ごとに提案内容の確認を行う必要があるため、まずは個別事業ごとの説明を求める。 (第1回幹事会)	今年度の提案は、幼児教育・保育の無償化によって、令和2年度から各区に生じる需要を整理する内容となっている。 無償化の対象である3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児が幼稚園、保育所及び認定こども園などを利用する場合の保育料が無償になるため、各事業で算定してい	
42		区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであり、国の制度改正に基づくものであることから、ルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	し、算定を改善する。	

	<u>財政需要額の調発↓</u> 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	(区立幼稚園管理 運営費) つづき)	дрегу зусуу	利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えられることから、異論はない。 (第3回幹事会)	DAN HAZATH ZIK
43	型給付費)	区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであり、国の制度改正に基づくものであることから、ルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考える。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されており、妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。(第2回幹事会)	るとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 (第1回幹事会)	
			利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えられることから、異論はない。(第3回幹事会)	
44	(子育てのための 施設等利用給付 (私立幼稚園(未 移行園)))	区側提案は、令和2年度見込数値を用いた積算になっており、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。 (第2回幹事会)	幼稚園就園奨励費について、補助単価及び対象者数を見直すとともに、特定財源の負担割合を変更し、算定を改善する。また、対象者数の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正Iについてもあわせて見直す。なお、事業名を「幼稚園就園奨励費」から「子育てのための施設等利用給付(私立幼稚園(未移行園))」に変更する。 (第1回幹事会)	

	り以帯安観の調金り 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	(子育てのための 施設等利用給付 (私立幼稚園(未 移行園))) (つづき)	The state of the s	本事業の見直しは、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う、幼稚園就園奨励費の補助スキームの変更を反映するものである。このため、時機を逸することなく財調上に整理することが必要であり、実績が判明していない現状においては、見込数値を用いるべきと考える。 (第3回幹事会)	WARACTE TO THE PARTY OF THE PAR
45	補足給付を行う事 業)	予算見込額に対する算定額の充足率が100%を超える設定に なっていることから、標準区経費の水準として妥当ではな	(第1回幹事会)	
			本事業の見直しは、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う、事業スキームの変更を反映するものである。このため、時機を逸することなく財調上に整理することが必要であり、実績が判明していない現状においては、見込数値により算定すべきと考える。一方、密度補正を適用すべき経費であるという点は、区側としても同様の認識であるため、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。(第3回幹事会)	

<u> </u>	財政需要額の調整」			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
46	運営費)	区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものである。また、副食費の実費化に伴う整理についても国の制度改正に基づくものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考える。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当で免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当であると考えるが、事業費の計上ではなく、特定財源の減少として整理すべきと考える。	非課税世帯の0歳から2歳児分の利用者負担額を廃止する。 また、2号認定子どもの副食費が実費徴収とされたことに伴 う整理を行うとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除 者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 (第1回幹事会)	
			利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール 改定事項とすることについてであるが、区側提案として検 討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えら れることから、異論はない。 なお、副食費の徴収免除者に係る経費は、都側の意見を踏 まえ、特定財源の減少として整理するよう、改めて標準区 経費を設定した。 (第3回幹事会)	
47	型給付費等)	区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものである。また、副食費の実費化に伴う整理についても国の制度改正に基づくものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考える。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されており、妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。(第2回幹事会)	民税非課税世帯の0歳から2歳児分の利用者負担額を廃止する。また、2号認定子どもの副食費が実費徴収とされたことに伴う整理を行うとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。(第1回幹事会)	

至午	財政需要額の調整項 I 元		E 0 # > +	4.34.4.0
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	(私立保育所施設型給付費等) (つづき)		利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール 改定事項とすることについてであるが、区側提案として検 討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えら れることから、異論はない。 (第3回幹事会)	
48	費)	が、回帰分析に用いている18歳未満人口には、外国人人口 が含まれておらず、外国人人口の多寡に応じて算定額を増	し、標準区経費は平成30年度における国基準利用者負担額の回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
			密度補正を適用すべき経費であるという点は、区側としても同様の認識である。また、一部固定費の導入についても、既存の給付費と整合を図る観点において合理性が認められるため、都側の意見を踏まえ、一部固定費を導入するなど数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
49	施設等利用給付		係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和2年度予算見込額の回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	

	與國際安領の調査 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	(子育てのための 施設等利用給付 (認可外保育施設 等)) (つづき)		本事業は、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う経費を算定するものである。このため、時機を逸することなく財調上に整理することが必要であり、実績が判明していない現状においては、見込数値により算定すべきと考える。 一方、密度補正を適用すべき経費であるという点は、区側としても同様の認識であるため、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
50	等保護者負担軽減事業費)	当該事業については、昨年度の財調協議において、「待機児童解消緊急対策対応経費」として、都補助事業の実施期間に合わせた臨時算定と整理したものである。都補助事業については、待機児童対策として実施していることを踏まえると、財調上も恒久的な算定とすべきとは考えていないという従来の都の考え方に変わりはない。そのため、令和2年度において算定する場合でも、都補助事業のある間に限り算定すべきであると考える。その前提の上で、区側提案の内容についてであるが、令和2年度見込数値を用いた積算になっており、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。また、区側提案は、回帰分析により標準区の設定を行っているが、回帰分析に用いている18歳未満人口には、外国人口が含まれておらず、外国人人口の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正Iの適用を前提とした標準区経費の設定にはなっていないことから、改めて精査が必要であると考える。(第2回幹事会)	て、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は都の「認可外保育施設利用支援事業」における補助対象見込者数をもとに設定する。 (第1回幹事会)	

<u> </u>	財政需要額の調整は 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	(認可外保育施設 等保護者負担軽減 事業費) (つづき)		本事業は、都の「認可外保育施設利用支援事業」に伴う経費を算定するものであり、令和元年10月から開始され変更に対教育・保育の無償化を踏まえて、補助スキームが変おいては、見込数値により算定すべきとうる。また、本事業について恒久的な算定として取り扱うべきといった区側の従来の考え方に変わりはない。 都区のおいて、過去の協議においてととがら、この点について、過去の協議においてととがら、この点について、過去の協議においてととがら、高たりを解消することができなかったことに鑑みると、都補助事業の終了にあわせて、各区の実施状況等を踏まえ、衛連の可否について検討することは、やむを得ないきえる。なお、密度補正を適用すべき経費であるという点は、区側としても同様の認識であるため、都側の意見を踏まえ、彼しても同様の認識であるため、割回幹事会)	
51		区側提案は、令和元年度見込数値を用いた積算になっており、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。また、当該事業による影響は、事業費の計上ではなく、特定財源の減少として整理すべきと考える。 (第2回幹事会)	区立保育所及び区立認定こども園を利用する多子世帯の児童に対する保育料軽減に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は都の「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」における補助対象見込者数をもとに設定する。 (第1回幹事会)	
			本事業は、幼児教育・保育の無償化にあわせて、令和元年10月から開始された都の「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」に伴う経費を算定するものである。このため、時機を逸することなく財調上に整理することが必要であり、実績が判明していない現状においては、見込数値により算定すべきと考える。一方、特定財源の減少として整理すべきといった都側の見解は一定の合理性が認められるため、区立認定こども園分の経費も含め、区立保育所管理運営費における特定財源の減少として整理するよう、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
52	立認定こども園管 理運営費(1号認定 分))	区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであり、国の制度改正に基づくものであることから、ルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考える。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当で免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当であると考えるが、事業費の計上ではなく、特定財源の減少として整理すべきであり、単価についても精査が必要と考える。 (第2回幹事会)	者負担額を廃止するとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 (第1回幹事会)	
			利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えられることから、異論はない。なお、副食費の徴収免除者に係る経費は、都側の意見を踏まえ、副食費の単価を見直すとともに、特定財源の減少として整理するなど、改めて標準区経費を設定した。(第3回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
53	立認定こども園管 理運営費 (2・3号 認定分))	区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものである。また、副食費の実費化に伴う整理についても国の制度改正に基づくものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考える。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当をあると考えるが、事業費の計上ではなく、特定財源の減少として整理すべきであり、単価についても精査が必要と考える。	歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児分の利用者負担額を廃止する。また、2号認定子どもの副食費が実費徴収とされたことに伴う整理を行うとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 (第1回幹事会)	
			利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール 改定事項とすることについてであるが、区側提案として検 討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えら れることから、異論はない。 なお、副食費の徴収免除者に係る経費は、都側の意見を踏 まえ、副食費の単価を見直すとともに、特定財源の減少と して整理するなど、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
54	(【態容補正】私 立認定こども園施 設型給付費(1号認 定分))	区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであり、国の制度改正に基づくものであることから、ルール改定事項と	私立認定こども園施設型給付費(1号認定分)について、利用者負担額を廃止するとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 (第1回幹事会)	
			利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えられることから、異論はない。(第3回幹事会)	

本年別以而安領の	基準財政需要額の調整項目(つづき)				
項目	都の考え方	区の考え方	協議結果		
55 (【態容補正】 立認定こども 設型給付費等 3号認定分))	園施 教育・保育の無償化の内容を反映させるものである。 (2・た、副食費の実費化に伴う整理についても国の制度改正)	え (第1回幹事会) ぶ			
		利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール 改定事項とすることについてであるが、区側提案として検 討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えら れることから、異論はない。 (第3回幹事会)			
56 (障害児通所)事業費)	加分については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を 映させるものであり、国の制度改正に基づくものである とから、ルール改定事項として整理したいと考える。 なお、標準区経費は、既存給付費と同様に、都数値によ 毎年度規模を改定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。	簡 障害児通所支援事業費について、3歳から5歳児の利用者負			
	(第2回幹事会)				

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
(障害児通所支援 事業費) (つづき)		無償化に伴う給付費の増加分の整理をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えられることから、異論はない。また、標準区経費の規模を、都数値により改定していくことについても、合理的な設定方法であり、妥当であると考える。 (第3回幹事会)	
費に係る工事単価の見直し(建築工事)、【経常・投資との経常を設定を表す。 資】投資的経費に係る工事単価の見では、 では、生木工事)	ては、決算単価による工事単価に見直すととともに、その他の投資的工事については、平成26年度以降の各区予算単価や公共工事設計労務単価の上昇率を反映した工事単価に見直すとの提案となっている。財調制度は決算を保障するものではない以上、決算実績のみをもって区案の妥当性を主張されるのみでは、都側としては適正な見直しかどうかの判断は出来ない。そこでまず、道路改良工事について、2点伺う。1点目は、「道路整備に早急に取り組まなければならないが、各区の実態に対し、充分な財調算定になっておらず、事業実施に支障をきたしかねない状況となっている」との発言があったが具体的にどのような状況なのか伺う。2点目は、道路改良工事について、決算単価による工事単価に見直すとの提案であるが、具体的にどのように、その決	そこで、算定上の単価のうち、改築工事、道路改良工事については、特別区の実態を踏まえ、決算単価による工事単価に見直すとともに、その他の投資的工事については、平成26年度以降の各区予算単価や公共工事設計労務単価の上	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
費に係る工事単価 の見直し(建築工 事)、【経常・投 資】投資的経費に	1点目は、道路改良工事については、平成30年度における特別区の決算単価が2万8,800円と示されたが、決算単価の算出根拠となる決算額と総工事面積についても伺う。 2点目は、その決算額は、事業費から特定財源を差し引いた一般財源額となっているのか、また、その決算額や総工事面積については、都市計画交付金の対象となる都市計画的の新設・更新・改修事業、都市計画交付金又は土木費の態容補正で対象となる道路橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類の地中化並びに都市景観創出事業、土木費の財産費で算定されている事業、さらに、その他入まで、との財産費で算されているのか、除外されていない場合は、その決算額や総工事面積を伺う。 (第2回幹事会)	回答する。 1点目、道路改良工事に係る各区の実態と財調算定についてであるが、平成30年度における特別区の決算単価2万8,800円に対し、財調単価は1万4,200円であり、充足率は49.3%と大幅な過少算定となっている。また、財務書類を用いた指標では、道路を含めたインフラ資産の有形固定資産減価償却率は、平成28年度決算において、数値が算出可能な13区の平均で65.4%と、耐用年数の約3分の2が経過しており、早急に整備に取り組まなければならない状況にある。 2点目、「道路改良工事に係る決算単価の算出方法」についてあるが、投資的経費のうち、平成30年度に完了した道路改良工事に係る用地費を除いた決算額と面積を調査し、1㎡あたりの単価を算出している。具体的な数値は先ほど申	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
#		先ほど都側から確認のあった内容について回答する。まず、インフラ資産の有形固定資産減価償却率については、道路のみの状況は把握できていない。つぎに、決算単価の算出根拠となる決算額と総工事面積について、決算額は134億1,179万5千円、総工事面積は46万5,128㎡である。最後に、決算額や総工事面積の調査対象については、都側から発言のあった内容を充足したものとなっていない。現時点において、都側から発言のあった内容を踏まえた決算額や総工事面積を示すことはできない。しかしながら、実態を踏まえた調査に基づいて積算しているため、特別区の実態と財調の単価に乖離があることは明らかであると考えている。また、先ほど区側から申し上げた、改築工事についての財調単価が実態に即していない点について、都側から回答を得ていない。この点について、都側の見解を伺う。(第2回幹事会)	

3その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
- 101	特別交付金	区側から2点、発言があった。1点目は特別交付金の割合を2%に引き下げるべきというもの、2点目は児童相談所の開設準備経費について、算定項目を新設し、交付率を2分の2で統一とした上で、過年度分も含め全額算定するというものである。1点目については、昨年度の協議の中で、「特別交付金については、特段の状況の変化がない限り、来年度以降、改めて協議を行うべき事項はないと考える。」と都の考えを申し上げた。その後、特段の状況の変化があったのか。2点目については、協議会で申し上げたとおり、特別交付金は、地方自治法施行令において、普通交付金の額の算定財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められており、過年度分は算定対象とはならないと考える。交付率については、都区で合意したルールに基づき算定している。このルールにおいて、区有施設の用地取得や建設	過去の財調協議でも申し上げているが、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による算定を優先するべく、特別交付金の割合を2%に引き下げるべきと考えている。昨年度の財調協議において、都側は、5%を大きく超える規模の申請があるため、現行の割合が必要である、現行の算定ルールは都区合意に基づき策定されていることから、大きな問題はない、などとして、例年と同様の主張が繰り返された。区側としては、算定されるかどうか不確実な部分がある特別交付金よりも、透明性・公平性の高い、普通交付金による算定を優先すべきと考える。普通交付金の財源を確保するためにも、特別交付金の割合を2%に引き下げることにつ	協議結果

	<u>の他関連する項目</u>	()) ()	<u></u>	
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	き)	ルールに基づき『特別の財政需要』に該当とと考えがる名言がくて申請しているに過ぎない。5%を大きることでは、5%を大きることでは、10の財政を区側も認識しているととでは、10の財政を区側も認識している。10の大きに関するとのでは、10の大きに関するとのでは、10の財政を区側があるとのでは、10の財政を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を	区側としては、課題が解決されない以上は、協議を行う必要が表えて、大民間の方面を考えて、国題が解決されない以上は、協議を行うた。 平成28年度税制なるによるでは、財調があるには、財調があるには、財調があるによる的に言う、大きなのでは、対して、大きなのでは、があるを実は、があるでは、ののでは、がいるでは、がいるでは、がいるでは、がいるでは、がいるでは、がいるでは、がいるでは、がいるでは、がいるでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金(つづ	ただ今の区側からの発言について、次回幹事会で都側の見解を述べさせていただく。 (第2回幹事会)	都側から、既に過年度において算定した内容をで正・を変更するも変更するととはできないものと考える、との発言があった。 児童相談所の開設準備経費について、過年度とれて整理の記憶であるとの開設を表している。 との発言を表しているの関係を表して、 との発生を表して、 との発生を表して、 との関係を表して、 との関係を表して、 との関係を表して、 とのでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	減収補填対策	減収補填債のうち赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものである。なお、区側から、「総務省に照会したところ、対応策の構築に向けて、現在検討を進めている旨の回答を得た」との発言があった。都としても、総務省が内部における検討を始めているということについては承知しており、その動向	そこで今回、本件について改めて区側から総務省に照会したところ、対応策の構築に向けて、現在検討を進めている	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	都市計画交付金	たが、都としては、これまでも都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化、無電柱化やバリアフリー化などを目的とする区道整備の対象化、都市計画公園整備事業の工事単価引上げなど、様々な見直しを順次行ってきた。	近年の傾向を見ると、特別区が実施する都市計画事業の影響もあり、都市計画税は増収傾向にある。しかしながら、特別区の都市計画交付金対象事業費が、平成29年度が800億円、平成30年度が850億円と増加傾向にあるにもかかわらず、平成29年度以降、都市計画交付金予算額は200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は毎年低下しており、	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金(つづき)		最後に、協議体の設置についてすがます。都の関連を圧迫しては、財調協議の場で議論することが相談とでいて、財調協議の場で議論することが相談とでは、財調協議の場で議論することが、対しなが、対しなが、対しなが、対しなが、対しなが、対しなが、対しなが、対し、対しなが、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		る都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、個別の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していきたいと考えている。 その上で、1点目の「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」についてだが、規模に関しては、予算の見積もりに当たり、各区の状況を伺った上で所要額を積算している。また、交付率についても、算定要領に基づき、弾力的な運用を行っている。さらに、対象事業については、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化、無電柱化やバリアフリー化などを目的とする区道整備の対象化、都市計画公園整備事業の工事単価引上	規模の拡大と交付率の撤廃・改善」、「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」、「都市計画事業のあり方についての協議体の設置」を求めたが、都側から明確な回答はなかった。 「各区から直接、現状や課題などをお伺いするなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応してまいりたい」といった、これまでと同様の発言を繰り返す都側の姿勢は、財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取りして、財調協議に臨んでいる別ところである。 我々は、特別区の代表として、財調協議に臨んでいるのである。 我々は、特別区の代表として、財調協議に臨んでいるのである。 「各区から直接、現状や課題などをお伺いする」というのであれば、この場において、区側が主張している現状や課題に対し、都側の見解を述べる3点について、改めて、都側の見解を伺う。明確な回答を求める。 (第2回幹事会)	